

2022年5月吉日

お客様各位

「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座解約について

平素より、室蘭信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座が、不正利用される被害を未然に防止するため、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引をされていない普通預金口座を「未利用口座」としてお取扱いさせていただき、本口座のお取扱いする費用として「未利用口座管理手数料」を適用させていただきますこととなりました。

長期間ご利用されていない普通預金口座がございましたら、ぜひご利用再開をお願いいたしますとともに、今後ご利用予定のない口座につきましては、ご解約をお勧めいたします。

「未利用口座管理手数料」は下記に該当する口座に適用させていただきます。

対象となる口座 (未利用口座)	① 2022年6月1日以降、最後の預け入れまたは払戻し(当該口座の利息入金および未利用口座管理手数料の引落しを除く)から2年以上、一度も預け入れまたは払戻しが無い普通預金口座。 ② 残高が10,000円未満の口座。 ※普通預金口座には、総合口座、決済用預金を含みます。 ※紛失等によりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。
未利用口座に 該当しても 対象外となる場合	① 同一お取引店で他にお取引がある場合(定期性預金、融資取引、投資信託国債等) ② 口座の名義人が18歳未満の場合 ※いずれか一つでも該当する場合は未利用口座の対象外となります。

《 留意事項 》

- ・未利用口座管理手数料の対象となった普通預金口座をお持ちのお客様には、事前に当金庫お届けのご住所に「ご案内」を発送いたします。
- ・発送後、一定期間(3ヶ月)お取引がない場合、当該口座より1,200円(税別)引落しさせていただきます。
- ・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高全額をもって本手数料としていただいたうえ、当該口座を解約させていただきます。
- ・ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用はいたしかねますので予めご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。



室蘭信用金庫

八二七〇一〇〇〇番